

帝政末期ロシアにおける都市への人口流入と民間慈善協会

Migration to Cities and Charitable Societies in Late-Imperial Russia

畠山 禎 (Tadashi HATAKEYAMA) *

キーワード: ロシア、都市、慈善、建設業

1. はじめに

19世紀後半のロシアは、「大改革」を契機とする急速な産業発展と都市人口の増加を経験した。都市人口は、1867年の約900万人（総人口の約10%）から1917年には2,584万人（同21%）にまで増加し、人口10万人を超える都市は36にのぼった。1910年には、二大都市のペテルブルクとモスクワがヨーロッパ十大都市に入っていた。この都市人口の急成長は、農奴解放以降もいぜんとして国内の移動や住所登録地の変更が制限されていたなかで、就労先を求めて農村から都市へと一時的に流入した、あるいは完全に移住した農民身分出身者によるものだった。ペテルブルクの場合、トヴェーリ、ヤロスラヴリなどの周辺諸県からの人口流入が進行し、人口は1869年の67万人から1910年には164万人へと2.4倍増となった。これにともない、市人口に占める農民身分出身者の比率は約70%に上昇した。流入者は男性から女性へと拡大し、男性比は1869年の57%から1910年の52%へと低下した。第二の都市モスクワでもほぼ同様のプロセスがみられた。

人口流入により新たに形成され、そして着実に膨張していく都市下層は、それまでの都市における救貧行政の根本的な見直しを迫り、急激な社会変動によって引き起こされる生活リスクに対応する制度の整備を緊急課題へとのぼらせた。このような要請にもかかわらず、ツァーリ国家は、救貧制度の改革に自ら着手するのではなく、むしろ半官半民的な団体に帝室が寄付を行うことで伝統的でパターナルな慈善事業を継続させていったにすぎない。この点は、国家主導で公的救貧制度の整備が進められたイギリスなど西ヨーロッパ諸国とは対照的である。近代のロシアでは国家のかわりに、産業発展にともない社会的地位を高めていった商人・企業家層が、市自治体や民間慈善協会などにおいてインテリゲンツィアの協力を得ながら、貧困者の救済に取り組んだのである。

とはいえ、国家、自治体そして民間による救貧・慈善事業は、その大きな需要を満たすには遠く及ばなかった。流入者の多くはこれらの救済を受けることができなかった。次節で詳しくみるように、先行研究は、都市に定着している住民が季節的に就労する出稼ぎ者や移住して間もない

* 東北大学東北アジア研究センター

者よりも優先的に救済されたことを示している。そこで本稿では、民間慈善協会の事業のうち、そのような流入者が救済の機会を比較的得ていたと考えられる事例に焦点を当ててみたい。そして民間慈善事業が流入者の救済においてあげた成果とその要因、そしてその限界について論じてみたい。

事例として取り上げるのは、ペテルブルク建設業の事故被災者救済事業である。もっとも、この事業は慈善協会の主たる担い手である建設施工業者＝雇主と被用者である労働者との間の労使関係を前提としていたので、慈善の一典型として扱うにはそぐわないかもしれない。しかしながら、この慈善事業の検証は以下の理由から、近代ロシアにかんする救貧・慈善事業史研究においてたんなる事例研究以上の意義がある。第一に、公的救貧が大きく欠如し、また民間慈善協会による貧困者一般を対象とした救済が流入者にまでいきわたらないなかで、このような特定の職業や同郷人、あるいは身分、民族、宗教などの社会的集団にもとづく民間慈善協会が、その集団に属する弱者の一人として流入者を救済する場合があった。第二に、本稿で扱う建設業は、流入者とともに季節的に就労する出稼ぎ者の主要な就労先であった。第三に、この救済事業は、さまざまな慈善事業が展開された首都ペテルブルクを舞台としていた。それゆえ、この事例をとおして同時代における慈善協会の組織と活動の特徴がうかがえるであろう。また建設事故被災者の救済という事業内容も、急速に都市化が進行する大都市ペテルブルクの独自性と密接な関係にあった。そして第四に、社会政策が確立する前段階の帝政期において、都市の救貧行政や民間の慈善事業が労働者など下層の生活保障において果たした役割にもかかわらず、ソ連時代にはもっぱら労働政策史研究が進められ、この救貧・慈善事業史の視点はほとんど取り入れられなかった。革命前における慈善の中心的な担い手であった商人が階層としての存在を否定され、慈善事業や民間ボランティア団体の存在意義が否定された結果、もっぱら産業施設における労使関係や労働運動を軸に労働者の生活保障問題が議論されたのである。またそのような研究方法からすれば、工場法や工場監督官制度の対象外とされた建設業の実態は、興味を惹きつける対象とはなりえなかった。なお、本稿の課題は都市の医療行政にも関係するが、ここでは触れない。

以下、次節では近年の救貧・慈善事業史研究の成果を紹介することで、大都市における下層の救済状況を確認しておきたい。つづいて、第三節ではペテルブルク建設業の労働環境と「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」の事故被災者救済事業を検証したい。救貧行政と民間慈善事業を概観し、その上で特殊個別的な民間慈善協会の事例を研究することで、帝政期の都市において貧困者がいかに救済されたのか、それが成し遂げられた要因とは何か、またどのような限界があったのかについて考えてみたい。

2. 都市における救貧行政と民間慈善事業

ソ連邦の崩壊とそれにとまなう市場経済への移行が急激な社会変動を引き起こし、貧困者救済

問題への一対応として民間慈善事業が復活するまで、帝政期の救貧行政と慈善事業の歴史は旧ソ連の研究者の注目を集めなかった。革命後のソヴェト政権下では、帝政時代に国家、地方自治体そして民間によって構築されていた救済システムが破壊され、救貧・慈善事業の担い手となった富裕層もまた殲滅された。何よりも慈善は、社会生活における個人の自由や宗教生活と密接な関わりを持った上で成立していたので、社会主義政権のイデオロギーとまったく相容れず、研究対象としては時代にそぐわなかったのである [Капура 1993:429,430]。

一方、欧米では1980年代以降、救貧行政や民間慈善協会に注目した研究が相次いで出された。都市史家ブラッドリーは、モスクワを中心に後述する「労役場（ワークハウス）（рабочные дома）」の歴史を描いている [Bradley 1982；またBradley 1985、とくにPart 3を参照]。そこでは、19世紀後半のロシア社会が18世紀のヨーロッパ社会と同様に、乞食や浮浪者そして犯罪者の増加に象徴される貧困化した都市下層——「危険な階級」——に対して脅威を抱いたことが強調される。リンデンマイヤーは既発表の論考をもとに、18世紀から十月革命までの救貧・慈善事業の通史を発表している（『貧困は悪徳ならず——帝政ロシアの慈善・社会・国家——』） [Lindenmeyr 1996]。単純にヨーロッパ社会との共通性を前提とするブラッドリーとは対照的に、リンデンマイヤーはヨーロッパとは異質な、正教と関連した「貧困に対する寛容」や「隣人への同情」という心性が、ロシアの救貧と慈善の歴史に通底していたと主張している。

ソ連邦崩壊後、ロシア史では欧米の研究動向に触れた若い研究者の成果が発表されるようになった。救貧・慈善事業史においてもウリヤノヴァがモスクワ市中央国立歴史文書館に所蔵されている史料をもとに、モスクワ商人層による市自治体や商人身分団体への寄付行為を数量的に検証している [Ульянова 1999]。さらに、紙幅の都合でここでは触れることはできないが、ロシア各地の救貧と慈善にかんする研究も多い。

以上の先行研究の多くが、首都ペテルブルクではなく第二の都市モスクワを中心に考察を行ったのには十分な根拠がある。それは、繊維産業の大企業家となった在地商人層が市自治体や商人身分団体をつうじて、あるいは企業、個人単位で、流入によって深刻化していくパウパリズム（民衆の貧困）に対応したからである。モスクワ商人の歴史に通暁していたブルウイシキンは、つぎのように商人の心性を説明している。

「『企業家』の自分たちの仕事に対する態度そのものが、現在の欧米におけるそれとは若干異なっていた。彼らは自分たちの仕事をたんなる金儲け、あるいは収入源というよりはむしろ、任務の遂行、すなわち神や運命によって課されたある種の使命であると考えていた。富については、神がその利用を認め、また神がその報告を求めるといわれていた。このことが、まさに商人層の間で、神から定められた何らかの義務の遂行であると考えられていた慈善事業にしても、芸術品収集にしても、大いに発展した点にいくらか表れている」 [Бурьшкин

1991:113]。

19世紀末まで、モスクワの医療・教育・養護施設は、市自治体が運営費用の一部を負担していたにもかかわらず、1775年にエカテリーナ二世により創設された社会保護庁（Приказ общественного призрения）の管轄下にあった。1870年都市法は、乞食の保護や物乞いの取り締まりを各都市に求めた。さらに、労働能力を有する健康な貧困者や無産者にしかるべき仕事を提供し、高齢者や衰弱者などの労働不能者は、親族へ引き渡されて扶養され、親族が存在しない場合は養老院や病院、ないしは身分団体や民間の協会によって運営されているその他の慈善施設（богоугодные заведения）に収容されるよう、市自治体に監督を義務づけた。しかし、その具体的な方法は明記されず、市参事会に施設の設置や運営を義務付けてもいなかった [Ульянова 1999:135,136]。

その後、住民増加とコレラの発生を直接的なきっかけとして、市自治体は衛生、医療そして救貧に本格的に着手した。モスクワ市は、身分団体、あるいは時代遅れとなり十分に機能しない国家機関による救貧では急増した流入者に対応できないと痛感し、市が中心となって事業を再編した。まず80年代後半から90年代前半にかけて、社会保護庁管下の施設が市自治体に移管された [Ульянова 1999:138-140]（注1）。つづいて、ニコライ一世時代の1837年ペテルブルクに、その翌年モスクワに「試験的に」導入された「施しを求める者の選別と保護にかんする委員会（物乞いについての委員会） [Комитет по разбору и призрению просящих милостыни（Комитет о нищих）]」の施設——「労役場」や両首都の物乞いを根絶するあらゆる機能——が、1893年、市自治体に移された [Ульянова 1999:147-149]。

なお、ここで言及されている「労役場」とは、職業訓練や作業、宿泊所、食事の提供、子どもの保護、就職斡旋などをとおして貧困者の自立を図る施設のことである。イギリスのワークハウスをモデルとするこの施設は、19世紀前半にその思想がヨーロッパからロシアに導入され、のちの1880年代末から90年代初頭にかけて広く普及した。1895年には「労役場」の開設と維持を支援・監督する国家機関として、「勤労支援所および労役場にかんする監督局（Попечительство о домах трудолюбия и работных домах）」 [1906年に労働援助監督局（Попечительство о трудовой помощи）に改称] が設置された [Занозина 2000:132,133]。

ウリヤノヴァの研究によれば、市自治体の指導者となったモスクワ商人層は市の救貧行政に資金的にも大いに貢献していた。市自治体と商人身分団体への彼らの寄付金額は1880年代以降、着実に増加し、1901～05年の5年間にそれぞれ1,280万ルーブリ、370万ルーブリとピークを迎えた。その後、金銭での寄付ではなく自費で施設を建設しそのうえで維持費とともに寄贈するケースが多くなったこともあり、減少に転じた [Ульянова 1999:36,161,268,269]（注2）。

モスクワ市の救貧事業については、その中核となった地区貧困者監督局（участковые попечительства о бедных）にかんするクズヴレヴァの紹介がある。この機関は1894年、困窮

者に組織的かつ計画的な救済を行う目的で市会のもとに設置された。監督局は、大学教授、社会活動家そしてモスクワの大企業家などが務める地区監督官を中心に組織された。その下に、無償の労働提供を希望する者が局員として採用され、貧困者の訪問や病人の世話、法律相談、就職斡旋、寄付金の募集など実際の活動を担った。この局員の中には、医師、法律家などの専門職も少なくなかった。監督局は市会からの予算割当てや民間からの寄付などにより維持された。集められた資金は、養老院や託児所、寄宿制・通所制の子どもたちのための養護施設、食堂、低家賃および無料の世帯向け寝台借り・隅借り住居、手工業訓練工房、学童用夜間養護施設、困窮者に仕事を提供する縫製・靴下製造・製靴工房などの維持、あるいは困窮者への衣類、靴、薬の提供、現金の支給や融資、仕事や病院の斡旋そして住居費支払いの援助に充てられた。季節労働者のための職業紹介の場としても知られ、周辺に民間の簡易宿泊所（ночлежные дома）が集中していたヒートロフ市場については、これを単独で一地区に定め、住民の生活条件を重点的に改善しようとした [Кузовлева 2000:350-356]。モスクワ市地区貧困者監督局の救貧事業は政府内でも高く評価され、1899年3月31日付内務省通達により他の都市にも推奨された [Ульянова 1999:150]（注3）。

一方、ペテルブルクにおける救貧行政と慈善事業の状況については、ペテルブルク史家パヴロヴァの小論がある。ペテルブルクは帝都であるだけでなく、外国企業を含む商工業や金融の中心、多くの皇族の居住地、ロシア大企業の本拠地であり、外国実業界の代表者が長期間滞在する場でもあった。18世紀～19世紀前半にわたって、歴代皇帝は何よりもペテルブルクを念頭において物乞いの禁止や抑制、孤児、高齢者、労働不能者などの収容にかんする勅令を発し、「施しを求める者の選別と保護にかんする委員会」などの国家機関を設置した。19世紀以降は、マリア皇后庁、帝室博愛協会、「勤労支援所および労役場にかんする監督局」、ロシア赤十字協会、水難救助協会（Общество спасения на водах）など、皇族その他の庇護を得た全ロシア的な機関や慈善協会の本部がペテルブルクに置かれた。とともにパヴロヴァは、ペテルブルクでも19世紀後半には市自治体や商人身分団体が救貧事業に積極的に参加し、後述する民間慈善協会とその施設の数でも、ペテルブルクがモスクワをしのいでいたことに注意を促している。こうしてペテルブルクが、救貧・慈善事業の規模や質においてモスクワに劣っていたという従来の認識に修正を求めているのである [Павлова 2002:123-129]。

なお、19世紀から20世紀にかけてのロシア各都市における自治体の救貧事業への歳出状況をみてるならば、モスクワ、ペテルブルク、リガ、オデッサが年数十万ルーブリ規模と第一グループを形成していた。つづいてカザン、コロムナ、キエフ、セルプホフ、エカテリンブルグ、アストラハンそしてニージニー・ノヴゴロドの7つの県都あるいは商工業都市が、3万～62,600ルーブリで第二グループに位置づけられる [Ульянова 2002: 135]。

民間慈善協会はこの時代における貧困者の救済において最も中心的な役割を担った。民間慈善

協会の活動は、国家（そしてその強い影響下にある皇室博愛協会などの半官半民的慈善協会）、あるいは都市自治体や身分団体、宗教団体が進める救貧事業の大きな欠如を補っていたのである。リンデンマイヤーによれば、19世紀後半における民間慈善協会の急成長には、つぎのような背景があった。まず農奴解放が、かつての慈善事業の担い手であった貴族を没落させる一方で、教育システムの拡充によるインテリゲンツィア層の創出、商工業の成長による商人・企業家の台頭、そして農民の流入による都市における貧困層の形成をもたらした。とともに、社会奉仕、文化・生活水準の向上を道徳的責務と考える「大改革」人が登場し、貧困者の支援活動に積極的であった女性や正教会とともに慈善事業の新たな基盤となった。これらの社会的要求への対応として、政府は公的救貧への補助的役割を期待して、民間慈善協会にかんする設立規制を緩和した。80年代の反動期における一時的停滞をへて、90年代には貧困化——とくに1891～92年の大飢饉による農村でのそれ——が社会的関心を集めたことや模範規約集の刊行による設立手続の簡略化によって、民間慈善協会は急増した。1901年、ロシアには約3,700の民間慈善協会があり、うち約1,700団体が90年代に設立されていた。これらの団体は都市に集中したが、それは一方では都市問題が深刻化し、他方で都市の生活と文化を担う中間層が形成されていたからである [Lindenmeyr 1996: Ch.6,9]。

では、以上でみた救貧・慈善事業は、都市に流入し、その後困窮した人びとに対してどのような救いの手を差し伸べたのだろうか。農奴解放後のロシアでは、流入者の典型は成人男性の単身での出稼ぎ者だった。やがて農業経営の破綻や都市における就労機会の拡大を背景に、女性や子どもを含めた家族単位の移住が増加していった。流入して間もないこれら農村出身者にとって、都市で就労先と住まいをつねに確保することは困難であった。不況によって都市での生活が困難となれば、——季節的に都市と農村を往復している出稼ぎ者はいうまでもなく——離村者であっても農村との結びつきが完全に断たれたわけではなかったので、親族や農村共同体を頼って帰郷する選択肢も残されていた（実際、国家や市自治体の多くがそのような認識を持っていた）。都市においても、出身農村の同郷人と日常から緊密な関係を保ち、必要なときには互いに助けあった。

とはいえ流入者の増加は、都市における救貧の需要を着実に大きくした。市自治体の救貧事業は、もとよりこの需要をすべて満たすには程遠い状態だったから、まず出稼ぎ者や流入して比較的間もない移住者を対象から除外した。第一に救済の問題以前に、農民出身者など市外に居住地が登録されている者が市内に滞在するためには、有効な国内旅券や居住許可証を所持しなければならなかった。警察は有効な証明書を持たない乞食や浮浪者を故郷へと送還し続けた [Bradley 1982: 443]。モスクワ市は「施しを求める者の選別と保護にかんする委員会」の市自治体への移管に際して、物乞いにより市内で拘留された [市外に住所が登録されている] 者にかかわる負担費用を、この者が所属する都市・農村ないしは特別の官庁に要求する権利を与えられた

[Ульянова 1999:148,149]。簡易宿泊所を利用するさいには、国内旅券や居住証明書は確認されなかったが、真夜中に警官が簡易宿泊所を回り、順番に宿泊者を起こして証明書を確認することがあった。不携帯者は地区の警察署に連行された [Бахтиаров 1895:6]。流入者、とりわけ半年間ないしは1年間程度の国内旅券を取得して都市で季節的に就業し、農村との間を往復する出稼ぎ者には、都市でなんらかの充実した救済を受ける時間的余裕はなかった。

第二に、市外に居住地が登録されている者が公的な救済を受けるには、2年以上の滞在が条件となった。地方自治体の救貧にかんしてこのような規定が導入されたのは、救済を目当てに農村から困窮者がいっそう流入することを国家が危惧したためであった。1894年に内務省は、市自治体の養護施設が保護する貧困者は、市内ないしは県内の出生者、ないしはそれ以外で出生した者のうち2年以上市に居住した者に制限されるべきであるとの見解を示した [たとえばУльянова 1999:10; Lindenmeyr 1996:150 ; Bradley 1982: 443] (注4)。ブラッドリーによると、モスクワにおける1877年から1892年までの「労役場」入所者の身分別構成は、農民そしてその多くが農民出身者である兵士をくわえた比率が平均70%と、市住民全体の農民比とほぼ同様ないしはこれを少し上回っていた。この高い農民比と関連して、1909年の入所者のうちモスクワ生まれは1割に満たなかった。とはいえ、入所に際して2年以上のモスクワ滞在が条件とされたので、入所した市外出生者の4分の3には2年以上の滞在歴があった。それゆえブラッドリーは、救済を最も必要としている新参者がもっともそれを受けにくい立場にあり、「労役場」がめざした人格の再生、訓練そして自立支援も彼らには届かなかつたと結論づけている(注5)。入所者の過半数は市内の悪名高い貧民窟ヒートロフ市場や、その近隣に位置する、簡易宿泊所や浮浪者のための避難所が集中している地区からやってきた。職業別構成では雑役や職人、家内手工業者が多くを占めていた。雑役が単純労働者であるのに対し、職人や家内手工業者は一定の熟練を備えていたが、総じてこれらの職業は雇用が不安定で賃金が低く、また職業別の互助組織が未成熟であった [Bradley 1982: 432-434,442,443]。

さらに、民間の慈善事業についていうならば、1900年頃においてモスクワでは民間慈善協会の49.6%、ペテルブルクでは30%、流入者の多い県都では27%、郡都では40%そして農村では70%が居住地にもとづいて救済対象を制限していた。したがって、二大都市の少なくとも半数の慈善協会は流入者に救済の機会を与えていたことになる。リンデンマイヤーは、救済の具体的な対象者を貧困者全般とする団体が約半数を占める一方で、残る半数は学生、孤児、老齢者、失業者、労働不能者そして障害者などの救済に専門化し、後者が増加する傾向にあったと整理している [Lindenmeyr 1996:202,218-223]。しかしながら、ペテルブルクの救貧・慈善事業を扱った史料・写真集『ペテルブルクにおける慈善と慈悲』では、この時期について、事業の大部分が子どもの保護と関連していたとして孤児や浮浪児、不幸な境遇にある子どもの保健、養育そして教育にかんする史料紹介に多くの部分を割いている。つぎに都市の人口増加とともに深刻化した貧困への

対応として、無償ないしは安価な食堂、厳寒をしのぐ住居や宿泊施設、医療、教育、「労役場」、就職斡旋、禁酒運動や文化施設「民衆会館」などさまざまな事業が概観される。さらに高齢者や障害者のための養護施設、飢饉や戦争における被災者の救済がつづく [Занозина 2000]。つまり、当時の救貧・慈善事業は対象別では子ども、女性、高齢者そして障害者ら社会的弱者に重点が置かれていた（注6）。一方、流入者の中心を構成していた成人男性については、上述した「労役場」——もっとも1909年において、モスクワの「労役場」では応募者のわずか32%が入所を認められていたにすぎなかったが [Bradley 1982:442] ——を除けば、自分に合う仕事を見つけるまで、ないしは身を落ち着ける場所を見つけるまでの一時的避難所であった簡易宿泊所の利用 [Бахтияров 1895:3,4] や食事、茶、生活必需品、小額の援助金の提供、就職斡旋など、一時的、偶発的な救済が特徴的であったといえよう。救済の対象を成人男性へと拡大した場合、きわめて多数の対象者にできるかぎり救済が行き渡るようにするには、その質も落とさざるを得なかったのである。

ところで、このように流入者に対する救済が乏しいなかで、特定の職業、同郷人、あるいは身分、民族、宗教などの社会的集団にもとづき組織された慈善協会がその集団に属する弱者を救済するさい、その対象者として流入者が含まれる場合があった。さらに、地域にとって切実な問題を解決すべく住民によって慈善協会が創設されることがあったが [Lindenmeyr 1996:205]、その事業内容には流入者の救済と重なる部分もあった。たとえばヴォルガ川沿岸の地方都市ニージー・ノヴゴロドでは、この都市の経済的繁栄において河川輸送が果たした大きな役割と関連して「難破事故被災者救援協会」という名の団体が活動していた。この協会は1871年に「ロシア国内の海、湖、河川で被災したすべての者を救援する目的で」創設され、寄付によってニージー・ノヴゴロドおよびさらに沿岸の8都市に救助センターが開設された [Ульянова 2002:123]。したがってそこでは、河川輸送業に就労する季節労働者も、事故被災者の救援対象に含まれたのである。

以上、19世紀後半から20世紀初頭における救貧・慈善事業の動向をふまえたうえで、次節では都市流入者の主要な就業先となった建設業における事故被災者救済事業に注目してみたい。

3. ペテルブルク建設業における事故被災者救済事業

3-1. 建設業の発展と労働環境

19世紀後半のペテルブルクが経験した急速な人口成長と産業発展は、製造施設、住宅、商店、学校など、都市の産業と生活文化に関連する建造物の需要を創出した。新築施工数は70年代の年600~660件水準、さらに83年の680件へと増加し、最初のピークを迎えた。80年代初頭から90年代後半まで、人口成長率の鈍化や不況を背景に新築施工数は停滞局面に入り、一時は年380~490件にまで落ち込んだ。その後、人口の急増と好況に特徴づけられる90年代後半に急速な上昇に転じ、1900年には1,170件に達した。この第二のピークは建造物の質的変容を伴い、新築施工の石

造比は全体の約7割に達した。住宅全体を対象とした1棟あたり住居数は、81年の14.5戸から41.6戸に増加した。

建設業就業者数は、以上の建設動向にほぼ対応して増減した。就業者数は1869年の約19,000人から81年の28,000人に増加した。つづく停滞期の90年には26,000人と微減するが、新規施工件数がピークに達する1900年には40,000人へと急増した。なおこの数値は冬季のものであり、実際には19世紀後半～20世紀初頭のロシア建設施工は夏場の「シーズン」に集中していた。この「シーズン」時の就業者は、流入者により90年頃で約43,000人までに膨張したと推計される〔畠山1999:87-98〕

建設業の労働者はヤロスラヴリ、トヴェーリ、コストロマー県などを出身地とする農民身分の男性である。彼らは少年期にペテルブルクの建設施工請負人組織で見習いとなり、技能修得後は職人として働き続けた。農村に家族を残して春にペテルブルクに上京し、晩秋まで就労した。90年代以降の好況期には、職人頭や冬季需要が見込まれる職種の職人のなかで、ペテルブルクにおける通年労働と家族単位での居住もみられるようになった。

19世紀後半～20世紀初頭の建設業において、建設施工請負人組織は最も主要な経営形態であった。当時の建設労働にかんする回想を残したソロヴィヨフは、数百人から数千人規模で労働者を雇用する大請負人を都市の生活と文化を担う階層として位置づけている。すなわち、大請負人自身も農村出身者であったが、名誉市民の称号を取得し、ペテルブルクに家屋を所有していた。その生活様式はペテルブルクの商人と同様であり、子弟に高等教育を与え、「さまざまな慈善協会」に参加していた。とはいえ大請負人でさえ、経営上必要はなくとも出身農村に土地を購入し、農業労働者を雇用して農業経営を維持していた、という〔Соловьев 1923:12,13〕。大請負人もまた農村との結びつきを保っていたのである。

ところで、高所での作業や資材などの重量物を扱った作業を伴う建設業は、事故が多発しかつその被害も大きい職業の一つである。とりわけ19世紀後半のロシアにおける事故発生の背景として、いくつかの特徴を指摘できる。機械や動力機関の導入が遅れ、重量物の垂直・水平移動がいぜんとして手作業中心で行われていたこと、建設施工は温暖で日照時間の長い夏季に集中し、夏季の1日の作業は十数時間に及んだこと、そして都市行政が打ち出した事故防止策は具体的内容に欠け、その実効性も乏しかったことなどである。ソロヴィヨフの回想からは、建設施工請負人がコストを優先して足場や手すりの設置をしばしば怠った実態が読みとれる。

「〔好天時の屋根の塗装作業と同様に〕吊足場から、あるいは急ごしらえで打ちつけて吊り下げたはしごからファサードを塗装する作業も地獄であった。この作業は請負人にとっては儲けがよいけれども、労働者は建物の6階から転落する危険にさらされ、実際に事故死はまれではなかった」〔Соловьев 1923:14〕。

建設事故の発生状況にかんする調査史料はほぼ完全に欠如している。こうした史料状況は1880年以降、工場法や工場監督官制度が導入され、とりわけ1901年より事故についての詳細なデータが存在する工場施設とは異なっている。そこで同時代の社会政策家E・ノヴィツキーは、建設労働者の事故発生件数を判断する間接的なデータとして、市警察の事故調査史料を利用している。これによれば、1900年頃に高所からの転落を原因とする負傷事故が年およそ300件発生していた。彼はこのうち少なからぬ部分が建設業関連であると推定している。この他、本節でその活動実態を詳しく検討する「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」は、1909年のみ417人という援助申請者数を公表している。この数字は、軽傷等の事情で申請に至らないケースを把握していない一方で、虚偽の申請を含んでいる可能性もある。ともあれ、以上の史料状況から、20世紀初頭において建設業関連の事故が年300～400件程度発生していたと推測するにとどまる [Новицкий 1902:37; Энциклопедический 1900:337; Отчет (1909) 1910:4]。

さらに「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」『報告』史料（1882/83～1909年度）は、事故の特徴について詳細な情報を与えている。年度ごとに記載事項は若干異なるが、この史料には役員・会員構成、収支など協会運営にかんするデータとともに、受給者の氏名、身分および出身地、年齢、家族構成、職種、事故発生日時・場所、被害状況、収容医療施設そして治療期間などが記載されている（注7）。これまでに、建設業の事故傾向を分析する史料として上述のノヴィツキーが、またソ連時代の労働者史研究者セマーノフが間接的にこれを利用している。これらの作業はその受給者が事故被災者全体をカバーせず、比較的重度の被災者にデータが偏重する点を史料の限界としながらも、数少ない判断材料として評価している [Новицкий 1902; Новицкий 1903; Семанов 1966:135,136]。

この史料からも、事故が高所からの転落や落下物による打撲を主な原因としていた状況が読み取れる。表1のとおり、「協会」は1882年から1906年までの25年間に1,633人、単年度およそ65人の被災者に援助金を支給している。職種別では、高所での作業を伴う大工、石工、左官、塗装工そして屋根葺き工が多い。雑役工は高所での作業は少ないものの、重量物の運搬のさいに危険が伴い、さらに就業者数の多さも影響している。死亡者の事故原因について、ノヴィツキーは1896/97～1901年度の『報告』史料を集中的に分析している。これによると、単年度の死亡者およそ20人のうち、約8割の死因が高所からの転落や落下物による打撲であった。つまり足場板や差し掛けはしご、屋根などからの転落が約6割、板木、丸太、荷馬車、資材運搬用台車、石材、レンガなどの落下による打撲が約2割を占めていた。生存者も重度の傷害を負っていた。ノヴィツキーは、脳震盪や全身ないしは手足の麻痺、頭蓋骨、手足、肋骨を骨折した生存者を「重傷者」と分類しているが、年およそ30人がこれに該当した。この「重傷者」の平均入院日数は、1899年度（26人）で42日、1900年度（23人）で70日に及び、それよりも軽傷な者——それぞれ22日（25人）、20日（25人）——の倍ないしはそれ以上であった。ノヴィツキーの分析によれば、死亡者

表1 「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」の活動 1882～1906年

職 種	受給者総数		うち負傷		うち死亡		援助金総額(ルーブリ)			1人あたり(ルーブリ)	
	(人)	(%)	(人)	* (%)	(人)	* (%)	負傷	死亡	合計	負傷	死亡
大工	454	27.8	392	88.5	62	11.5	7,810.2	3,440.2	11,250.4	19.9	55.5
石工	294	18.0	241	78.0	53	22.0	5,091.9	2,817.4	7,909.2	21.1	53.2
雑役工	237	14.5	201	85.0	36	15.0	3,812.1	2,027.7	5,839.8	19.0	56.3
左官	211	12.9	170	80.5	41	19.5	3,682.3	2,040.8	5,723.1	21.7	49.8
塗装工	173	10.6	132	76.0	41	24.0	2,825.3	2,007.4	4,832.7	21.4	49.0
屋根葺き工	130	8.0	87	67.0	43	33.0	1,654.8	2,154.8	3,809.6	19.0	50.1
ペチカ据付工	32	2.0	25	78.0	7	22.0	456.0	145.3	601.3	18.2	20.8
コンクリート工	27	1.7	25	93.0	2	7.0	482.0	140.0	622.0	19.3	70.0
組立工	17	1.0	14	82.0	3	18.0	362.0	175.0	537.0	25.9	58.3
指物工	15	0.9	13	87.0	2	13.0	306.3	165.0	471.3	23.6	82.5
レリーフ製作工	13	0.8	8	62.0	5	38.0	202.0	138.7	340.7	25.2	27.8
レンガ積み工	10	0.6	9	90.0	1	10.0	203.0	50.0	253.0	22.6	50.0
寄せ木工	6	0.4	4	67.0	2	33.0	53.0	80.0	133.0	13.2	40.0
十人頭(現場監督)	5	0.3	4	80.0	1	20.0	87.0	50.0	137.0	21.8	50.0
水道・ガス配管工	5	0.3	3	60.0	2	40.0	45.0	80.0	125.0	15.0	40.0
鍛冶工	4	0.2	2	50.0	2	50.0	25.0	105.0	130.0	12.5	52.5
合計/平均	1,633	100	1,330	76.5	303	23.5	27,097.9	15,617.3	42,715.1	20.0	50.4

被災者が複数年度にわたり援助を受けている場合は、初年度のみが算入されている。2年日以降の援助金を含めた総額は64,020ルーブリである。*各職種の受給者における、負傷者ないしは死亡者の占める割合。
 出典：Чинюлев1911:339より作成。

の約半数は15～30歳で、3分の2が配偶者を有していた。生計保持者の死後、妻と15歳未満の子ども平均2人が残された [Новицкий 1902: 37-40]。主たる生計者の死亡ないしは労働不能は、残された家族をただちに困窮させたであろう。

これまでの研究により、軽・重工業工場施設、鉄道など広範な産業部門に共通して、事故や老齢などの生活リスクにさいする雇主の補償が欠如していた実態が明らかになっている [たとえばКутъев 1997; Ньюбергер 1997;土屋 1999など]。建設業においても、事故被災者に対する雇主の補償は被災者とその家族にとってきわめて不十分であった。コストロマー県出身の塗装工であり、のちに労働運動に参加したH・ネクラースフのつぎの回想は、帝政期の劣悪な労働条件を強調しすぎるくらいがあるが、十分に説得力がある。

「予防策をとらない請負人に対しては、刑事責任は求められない。災害時に請負人は少額の罰金を支払うか、被災者に少額の補償をするだけでよい。それは木でしかるべき設備を作るよりも安価で都合が良かった。労働者の家族は、多くの場合農村に住んでいるために補償もなくとり残された。請負人を裁判にかけることもできなかった。ときには請負人が被災者の家族に施しを与えることもあるが、それがすべてだった」 [Союз 1926:52,53]。

3-2. 「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」の組織と活動

この事故被災者を救済すべく、1882年、建設施工請負人を中心として「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」が創設された。以下、この「協会」について、創設者と参加者の構成、基金の創出方法そして事業内容をみていこう。

慈善事業の創設者には、社会問題への高い関心のみならず、規約の起草、参加者の募集、事務局の設置、活動の普及等を担う組織力、対外交渉力が要求される [Lindenmeyr 1996:203]。「協会」は、ヤロスラヴリ県出身の請負人クンデュイシェフ＝ヴォロージンによって創設された。ヴォロージンは、連続12年以上の第一商人ギルド成員を取得条件とし八等文官に相当する商業顧問の称号を有していた。この経歴から、高い経済力と社会的地位を持つ人物であると推測される。1881年のアレクサンドル二世暗殺を契機に、彼は「皇帝の冥福を祈願する」ために、病床数20を備えた労働者専用病院を郷里ヤロスラヴリ県の自宅に開設する計画を立てた。その後「諸般の事情から」病院建設を断念したが、そのかわりに「協会」を創立したのである。

ヴォロージンは「協会」第2回総会（1882年）演説で、「労働者の勤労により生活するわれわれ雇主」には建設労働者の事故被災者救済に取り組む道徳的責務があると主張した。同時に、この問題にかんし「同情を寄せても」何ら対策を施さない「上層」を批判した。この「上層」が具体的に何を指しているのかは明確ではないが、行政当局や支配階級、また建設業関連では専門職の建築家、請負人に仕事を与える側にある不動産所有者などを意図したと推測される。いずれにせよ、被災者救済事業を担う者はわれわれ雇主しかいないと訴えたのである。

創設のさい、彼は協会の正式名称を「皇帝＝解放者アレクサンドル二世記念ペテルブルク建設事故被災者援助協会」とする許可を政府に申請している。ヴォロージン死後の1907年、政府はようやくこれを承認したが、許可が遅れた事情は不明である [Неделя 1882. №16:123; 1893. №17. Заметка зодчего; Отчет (1907) 1908:3]。ウリヤノヴァによれば、民間慈善協会はしばしば団体名や施設名に「帝室の」という言葉や君主名を冠したが、それは創設者たちがこれによって社会貢献事業に生命力を与えていたからだった。またそれは、帝室の庇護を約束するとともに官僚主義的な横暴からの基金の自立や組織の独立を維持するためでもあった [Ульянова 1999:128]。したがって、「協会」がアレクサンドル二世の名を冠したのは、たんにヴォロージンが亡き皇帝を崇拜しただけでなく、「協会」が事業を円滑に遂行するための戦略上の理由からでもあったと推測される。

なお、19世紀の第四四半世紀には、多額の寄付者あるいは施設の建設費や維持費を提供した者の名前が施設などに付けられるようになった。それはこの頃に在地企業家エリートの核が形成されたことと関係がある。彼らは都市に強い愛着を持ち、都市生活の文明化が自身の社会的責務であると認識していた。とともに、彼らは寄贈者の名前が付けられることで、寄贈者自身の社会的地位が高まると考え、それが寄付行為を大いに促進した。さらに寄付は宗教的行為でもあった。

商人は、生前中の蓄財をいくぶんでも贖罪するため寄付をするように遺言を残したが、そのさい、寄贈した施設その他に名前を付けることで自身あるいは親族を記念するようにとの意向を示したのである [Ульянова 1999:65,98,131,160,163,181,208,270,271]。

「協会」の会員は「名誉」、「正」、「準」の3ランクから構成された。このうち正会員は年10ルーブリ、準会員は年5ルーブリの会費納入義務があった。200ルーブリ以上の貢献をした者は名誉会員に昇格した。創設初年度にあたる1882/83年度『報告』史料では、この会員区分は明確ではないが、会員総数211名のうち、名誉会員に相当する200ルーブリ以上の会費納入者が21名、正会員163名、準会員27名であった。住所録等の史料を参照しこれら会員の職業を判断すると、その多くは建設施工請負人であり、この他に建築材料業者、不動産所有者が確認できる。その中には建築家や救貧行政の関係者も含み、協会創設の背景には専門職の支援があった実態をうかがわせる。たとえば名誉会員の1人、建築家ハルラモフ（1835～89年）は芸術アカデミー出身で、宮廷専属建築家であるとともに、孤児院協議会名誉会員としても孤児院や養老院の建築に携わっていた [Неделя 1882. №16:123; Кириков 1996:314,315]。15年後の1898年度『報告』史料では正・準会員の職業がややくわしく記載され、職業構成の動向が分析可能である。これにもとづく表2によると、職業が判明している会員のうち約半数が建設施工請負人であった。その他、建設業関連の建築材料業者、建築家、不動産所有者、さらに労働者の生活と結びついていた食品・酒類販売業者、居酒屋・レストラン経営者など多様な職業が確認できる。一会員として労働者の作業集団（アルテリ）が参加していたことも読みとれる。もともと、おもに雇主＝請負人が参加し、

表2「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」
正・準会員の構成（1898年度）

職業など	人数	比率
建設施工請負人	152	41.3%
建設資材、機械製作	47	12.8%
建築家、技師	43	11.7%
家屋所有者	19	5.2%
食品、酒類販売、居酒屋、レストラン経営	17	4.6%
その他商業	9	2.4%
弁護士、会計士、市会事務官など	8	2.2%
彫刻家など	7	1.9%
荷馬車輸送	5	1.4%
労働者アルテリ(組合)	1	0.3%
冬宮の建築現場監督	1	0.3%
篤志家	1	0.3%
不明	58	15.8%
合計	368	100.0%

出典: Отчет (1899) 1900:108-116より作成。また Отчет (1900) 1901; Кириков 1996; Весь СПб. за 1899 г.を参照した。

会費も高額であった「協会」に、労働者は会員としてではなく、建設現場、居酒屋、宿泊施設、教会その他で行われた寄付という形で協力していたようである。たとえば1900年度『報告』に記載されている寄付の最低額は4コペイカであった〔Отчет (1900) 1901:91-95〕。このように「協会」は建設施工請負人、建築材料業者、建築家、不動産所有者そして労働者など、多様な職業（そして地位、身分）の出身者が参加する場となった。ただし、建設施工請負人が会員の多数を占め、「協会」代表者および幹部を構成する構造は活動期間をとおして維持され、「協会」は建設施工請負人の職業団体的性格を帯びていた。

つづいて基金の創出方法と事業内容についてみてみよう。リンデンマイヤーによれば、当時、民間慈善事業の財源は基本的に民間からの会費や寄付などであった。これに対して国家や市自治体からの財政支援は小さな部分を占めた。基金増加策として、民間慈善協会は政府債への投資や不動産投資を講じた。事業内容も、社会・経済的変動に対応して多様化ないしは限定化させていった〔Lindenmeyr 1996:212-215〕。「協会」もまた建設業の発展プロセスに影響を受けながら、長期的には会費、寄付収入、および不動産その他での運用によって着実に基金を拡大させていった。以下、表3にもとづき、基金の推移を分析しよう。創設初年度は新規名誉会員21人の会費納入など、約7,500ルーブリの歳入があった。しかし、次年度に新規名誉会員は急減し、これに80年代半ばの建設不況が重なって会費未納者は91人（うち1人は死亡による）に及んだ。その結果、収入は約2,000ルーブリと大幅に落ち込んだ。これ以降、会費収入が停滞するなかで、「協会」は建設現場などへの募金箱の設置や多額寄付者へのメダル・表彰状の授与、政府債への投資で、会費以外の収入増加を模索した。たとえば1888/89年度に「協会」は市会講堂で宗教道徳講演会を開催し、230ルーブリの寄付金を得ている。これは、直接的な資金援助ではなくとも、民間慈善事業が自治体や聖職者の協力とともに展開された実態を示している。こうした努力の結果、1890/91年度収入は1883/84年度の1.7倍増を達成した〔Отчет (1883/84) 1884:20-28; (1888/89) 1889:3,4; (1890/91) 1891:4-8〕。

建設業が好況を迎えた90年代に基金は急速に拡大した。1900年度の繰越金は約26,000ルーブリ、当年度歳入は約1万ルーブリに達した。この歳入増は、会費納入者が367人に増加し、会費収入が4,000ルーブリを超えた結果というよりは、全収入の6割を占めた会費以外の収入による。1899～1901年に「協会」は会員からの土地、資材、工事請負そして資金の寄付をもとに、ペテルブルク地区大ラズノチンナヤ通り19番に集合住宅を建築した。それまで借りていた事務所をこの建物に移転して経費を削減するとともに、残りの部分を賃貸住宅として貸し出し、大きな収益を得たのである。急速な人口増加のため住宅難であったペテルブルクでは、賃貸集合住宅は安定した収入源となった。1900年代半ばに建設不況の影響で会費収入は微減するが、賃貸集合住宅からの収入は大幅増となり、結果的に1909年度歳入は約17,000ルーブリに達した〔Отчет (1900) 1901:13-15,96-106; Неделя 1901. №22:147〕。1901年頃のロシアにおける慈善事業のうちおよそ4

分の3が基金1万ルーブリ以下、約9割が単年度歳入1万ルーブリ以下であった [Lindenmeyr 1996:212,213]。基金や歳入の規模からみれば、「協会」はロシアでも大規模な組織へと成長したのである。

では、「協会」は事故被災者の救済をどの程度達成したのだろうか。表3のとおり、初年度には53人に対し総額820ルーブリを支給したが、2年目は収入減を反映して40人、660ルーブリに縮小した [Отчет (1882/83) 1883:20]。創設初年度の水準を回復したのは1890/91年度になってからである。以降、拡大の一途をたどり、1900年度に166人、約3,900ルーブリ、1909年度には約300人、7,600ルーブリにまで達した。1882～1906年の25年間に、「協会」は1,633人に対し64,020ルーブリを援助した [Чиколев 1911:339]。労働者の生活水準を検討したキリヤノフは、1881～1905年のペテルブルク建設業主要7職種の平均日賃を1ルーブリ24コペイカと試算している。これにもとづくと、1人あたりの援助額約40ルーブリは32日分の賃金に相当した [Кирьянов 1979:117]。

規模拡大とともに利便性の向上をめざして、「協会」は事業内容の改善を試みた。創設以来、

表3 「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」の収支 (ルーブリ)

年 度	1882/83	1883/84	1890/91	1900	1909
協会代表者	С.П.ヴォロージン	Д.ゴルデエフ	А.В.ヴァシリエフ	同左	Н.П.レスノイ
職業	建設請負人	建設請負人	建設請負人	同左	建設請負人
会員数(人)	211	243	247	701	551
前年度繰り越し	—	6,240.11	13,442.79	25,672.41	47,230.77
当年度収支	7,505.18	2,058.59	3,475.49	9,918.88	16,822.64
うち会費	7,130.00	1,488.00	1,690.00	4,050.00	3,541.00
(会費納入会員数)(人)	211	152	173	367	295
会費以外の収入	375.18	570.59	1,785.49	5,868.88	13,281.64
合 計	7,505.18	8,298.70	16,918.28	35,591.29	64,053.41
当年度支出	1,265.07	1,637.90	1,857.78	21,544.42	15,901.05
うち被災者への援助	822.30	664.19	1,282.00	3,886.18	7,609.91
(受給者数)(人)	53	40	51	166	298
(1人あたりの支給額)	15.52	16.60	25.14	23.41	25.54
援助以外の支出	442.77	973.71	575.78	17,658.24	8,291.14
残 高	6,240.11	6,660.80	15,047.33	14,046.87	48,152.36

出典: Отчет (1882/83) 1883:2-21; (1883/84) 1884:4-31; (1890/91) 1891:4-8; (1900) 1901:3,6-10; (1909) 1910:8,10-17より作成。

「協会」は事故関係者から被災者の被害状況、家族構成と生活状況を調査したうえで、援助額を公正に決定するように努めた。さらに1903年には、被災者を正確に把握し円滑に援助する目的から、被災者の申請を審査する会議を年14回に増やすこと、緊急時には特例として協会代表者の判断のみで1件につき最大25ルーブリを支給できること、新聞等に掲載されたすべての事故を協会事務員が独自に検証し、必要が認められた場合は申請の有無にかかわらず治療先の医療機関にて

援助金を与えることを決定した。1907年には、市内全12行政地区に「協会」支部を設置した。さらに1909年、それまでの金銭的援助にくわえ、被災死亡者の埋葬費負担へと活動内容を拡大した。同年ラズィエズジャヤ通り28番で死者10人を出した大事故にさいし、「協会」は被災者の埋葬費用を負担した。これを契機に「協会」は市参事会に請願し、プレオブラジェンスキー墓地に500区画を無償で譲り受けた。その他にも、90年代前半に、「協会」は重傷の労働不能者や働き手が死亡した極貧の家族、すなわち老齢の両親、寡婦、年少の孤児を対象に、クリスマスおよび復活祭の費用名目で追加送金を開始し、農村の家族を気遣っている [Неделя 1894. №20:93; 1895. №21:113; Отчет (1888/89) 1889:3,4; (1889/90) 1890:3; (1890/91) 1891:3; (1891/92) 1892:4; (1893/94) 1894:3; (1894/95) 1895:4; (1903) 1904:4; (1907) 1908:4-6; (1909) 1910:4,5]。

各年度『報告』には受給者の被害状況と家族構成、財産状況が詳細に記載され、こうした改善努力が反映している。新聞の事故記事にもとづく場合は『ペテルブルク特別市長通報』『政府報知』等の出典が示されている。マスメディアによる建設事故報道が、建設業関係者による救済事業に大きな影響を与えていた状況もうかがえよう。

3-3. 事故被災者救済事業の問題点

このように、25年間に約1,600人に対して援助金を与えた「協会」の事業については一定の評価ができるだろう。しかし、いぜんとして全事故被災者を包括的に救済するには程遠かった。それは、1909年度の申請417件のうち298件が承認されたにすぎないという事実に端的に示されている [Отчет (1909) 1910:4]。さらに「協会」の救済事業についてつぎの問題点が指摘できる。

第一に、「協会」『報告』に掲載されている被災者にかんする情報からは、雇主個人が負担すべき被災者に対する補償を「協会」に肩代わりさせようとする会員＝建設施工請負人の思惑が容易にうかがえる。「協会」からの援助金により、建設施工請負人は被災者からの補償要求や雇主＝建設施工請負人の事故責任をめぐる訴訟を回避しようとしたのである。1886年以降の『報告』は、事故原因を被災者の「不注意」と判断した上で援助金を支給し、したがって雇主の事故責任を不問とする事例を記載している。以下、その一部を紹介しよう。

土工、ヴォログダ県ヴォログダ郡ノヴレンスカヤ郷ヴェブラコヴォ村の農民身分ヴィクトル・オニシフォロヴィチ・スホレフは、[1886年] 7月16日、作業中に自分の不注意で左足膝関節に軽傷を負い、自宅で2ヶ月間治療を受けた。本協会名誉会員である世襲名誉市民A・H・トリヤニチェフの事務所より証明書が提出された。[15ルーブリを援助] (注8)。

大工、カルーガ県モサリスク郡イヴァニンスカヤ郷ハニノク村の農民身分クジマー・マトヴェエフ・シュカリコフ41歳は、[1886年] 10月7日ペテルブルク中央郵便局付属病院で作業

中、不注意により足場板から床に落下、右足を骨折した。10月7日から12月14日までオプーホフ病院に入院、治療を受けた。証明書第9,252号。被災者には妻と3人の子がいる。[15ルーブリを援助] (以上、傍点は筆者) [Отчет (1886/87) 1887:15,19]。

つぎの高額な援助例からは、会員＝建設施工請負人が、「協会」が支給した援助金を自分の被用者に対する補償に充てていた実態がうかがえる。

本協会名誉会員マースロフ氏からの証明書を、アルハンゲリスク県ホルモゴルゥイ郡クシェフスカヤ郷クゼポリエ村の農民身分、寡婦アレクサンドラ・テリツィナが提出した。証明書によれば、テリツィナの息子、屋根葺き工エゴール・テリツィン16歳は、1894年1月マースロフ氏のもとで宮内庁施設にて作業中、屋根から転落して死亡した。死後、テリツィナ45歳、死亡者の弟14歳、姉16歳が残された。テリツィナとその家族は困窮から本協会参事会へ援助を申請した。[4回にわたり総額100ルーブリを援助] [Отчет (1894/95) 1895:13]。

第二に、建設施工請負人は「協会」の救済事業をつうじて、被用者とその家族の生活に介入しようとした。その例として、上述した、農村家族に対するクリスマスおよび復活祭の費用名目の追加送金があげられる。農村からの季節的就労が典型的であった建設業の場合、雇主＝建設施工請負人自身も農村との結びつきを維持しており、彼らは出稼ぎ者を送り出す農村の家族や共同体の生活安定にも大きな関心を持っていた。請負人は自己の宗教的・道徳的信念にもとづき、ペテルブルクで就労している労働者には祝日の礼拝や作業開始前の「長いお祈り」を強要し、酒を飲まず、忍耐強い同郷出身者を厚遇した。他方で出身家族や農村共同体に配慮して、労働者が稼ぎを飲酒や遊興に浪費しないよう直接郷里の家族に賃金を送った [Соловьев 1923:12-15]。宗教的動機からの「気遣い」に見える「協会」の行為も、日常における請負人の家父長的態度と密接な関係があったのである。

1899年、建築家サイドに立つ建設業専門雑誌『建設者』は、「協会」の事業についてつぎのような批判を掲載した。『「協会」が援助金の支給のみならず、より本質的な救済をするように提案する。被災者は事故責任者から正当な補償を得られず、しばしば自分の分け前のためだけに事件を引き受ける『ペテン師』や『居酒屋の弁護士』に仲介を依頼する。その対策として、『協会』は法律家や技術者から構成された相談所を設置すべきだ。会員の9割が請負人である『協会』がそれを実現すれば、自分自身の首を絞める危険はあるが、『弟 [労働者]』に対して公正かつ寛大であるべきだ』と [Строитель 1899. №9-10:375-378]。このような不満は、「協会」の目的に賛同して会員となった、建築家など建設施工請負人以外の会員の間で確実に大きくなっていったのである。

4. おわりに

「大改革」後のロシアでは市自治体や民間を中心とする救貧・慈善事業が前進した。とはいえ、急激に増大する需要を満たすには遠く及ばなかった。とくに出稼ぎ者や新規移住者は、こうした公的救貧や慈善が行き渡らない立場にあった。彼らが事故という大きな危機に陥ったときに救援の手を差し伸べたのが、まさに「ペテルブルク建設事故被災者援助協会」だったのである。

「協会」は1882年以降の25年間で、約1,600人の事故被災者に総額64,000ルーブリの援助金を与えた。「協会」が一定の成果を収めることができた要因はつぎの4点に整理できる。

- (1) ペテルブルク建設業では、建設需要の量的拡大と質的変容が急速に進行していたにもかかわらず、労働環境は旧来どおりだった。そのため1890～1900年代には、建設事故が年数百件規模で発生していた。事故は高所からの落下や落下物による打撲を主因とし、これと関連して被害も甚大であった。この事故被災者の救済は、大都市地域における貧困者救済において切実な問題であった。さまざまな生活保障問題のうち、「協会」がまさにこの問題に絞って取り上げたことが、建設業関係者を中心とする多くの人びとに問題意識を共有させることになった。
- (2) 民間慈善協会は、職業・身分・性別・宗教・民族などにもとづく特定の社会的集団内で弱者を救済する機能を果たすとともに、結社の自由が制限されていた19世紀後半のロシア社会で、これらの社会的集団が公式に結集する場を与えた。逆にそれが、慈善協会が事業を実現する基盤を強化した [Lindenmeyr 1996:Ch.6,9]。このような慈善協会と社会的集団の関係は、「協会」と建設業従事者の間にも該当する。
- (3) 「協会」は資金の創出に精力的に取り組んだ。その方法は、新規会員の獲得、多額寄付者へのメダル・表彰状の授与、建設現場や教会での募金、宗教道徳後援会の開催、さらには政府債の購入や不動産投資などである。とくに賃貸集合住宅の建築は、救済事業の拡充にとって決定的な役割を果たした。
- (4) 「協会」は救済制度を困窮者の生活パターンに対応させながら、援助金の増額と救済の質的向上を図った。流入者の出身農村に救済の責任を押しつける公的救貧と対照的に、「協会」が農村に残してきた被災者の家族を含めた全体的な救済を模索したことは、民間慈善事業の柔軟性を示している。

最後に、「協会」の限界について指摘しなくてはならない。それは、組織内部の平等性やその救済事業における公平性が要求される慈善協会において、実質的に「協会」を主導していた建設施工請負人の雇主としての思惑が事業に影響を及ぼしたことである。「協会」の事業は援助金の給付にあたって、事故原因を究明せずに雇主の事故責任を不問に付し、根本的な事故補償制度の確立においてむしろ障害となった。救済制度の拡充に注力する一方で、不利益を被りかねない事故防止策の改善には取り組もうとはしなかった。さらに「協会」が被災者のみならず農村に残る

家族の生活にも配慮したのは、自分たちがあるべきと考える労働や生活のあり方を労働者とその家族に植え付けようとする、雇主の家父長的態度と密接な関係にあった。「協会」内部で特定の人びとの利益が優先されたとき、それが集団の結束にも打撃を与えたのは当然の帰結であったといえよう。

<注>

- (1) ゼムストヴォ（農村自治体）が導入された諸県では、ゼムストヴォが農村における社会保険庁の機能を引き継いでいた。
- (2) ウリヤノヴァはインフレの影響を考慮した実質金額での試算は行っていない。
- (3) その後、ロシア各地のおよそ40都市で導入された [Lindenmeyr 1996:153]。
- (4) とはいえ、早くも1895年、モスクワ市地区貧困者監督局の会議において例外が認められた [Lindenmeyr 1996:283]。
- (5) ただし、港湾での単純作業を求めた季節労働者であふれたクロンシタット島で、聖職者イオアンが創設した「労役場」がそうであるように、このような滞在期間にもとづいた制限がすべての施設で導入されたわけではない。規制を設けなかった施設では、季節労働者のための冬季の避難所としても一定の機能を果たした [Lindenmeyr 1996:169-174,182を参照]。
- (6) モスクワ市地区貧困者監督局の事業内容にかんする同様の指摘は [Кузовлева 2000: 352]。
- (7) 協会の活動年度は、1882/83年度から96/97年度までは4月3日から翌年4月2日まで、97年度は4月3日から12月31日まで、98年度以降は1月1日から12月31日までである。
- (8) 援助を申請する際、被災者は医師ないしは「協会」会員が作成した事故証明書を提出しなくてはならなかった。

引用文献

(定期刊行物)

Неделя строителя.

Строитель.

Отчет (カッコ内は活動年度を示す) 1882～1910.

Отчет С.-Петербургского общества пособия рабочим пострадавшим при постройках. СПб.

(その他)

Бахтияров А. 1895

Пролетариат и уличные типы Петербурга. Бытовые очерки. СПб.

Бурьшкин П. А. 1991

Москва купеческая: Мемуары. Вступ. ст., коммент. *Г. Н. Ульяновой, М. К. Шацкелло*. М. (初版1954年)

Занозина В. Н., Адаменко Е. А. (Авторы-составители) 2000

Благотворительность и милосердие: Историко-документальное издание. СПб.

Капуста В. И. (Сост.) 1993

История петербургской благотворительности. Библиографический указатель // Невский архив. Историко-краеведческий сборник. М.-СПб. С.429-431.

Кириков Б. М. (Общ. Ред.) 1996

Архитекторы-строители Санкт-Петербурга середины XIX-начала XX века. Справочник. СПб.

Кирьянов Ю. И. 1979

Жизненный уровень рабочих России (конец XIX- начало XX в.). М.

Кузовлева О. В. 2000

Город и милосердие (К истории городских участковых попечительств о бедных) // *Болдина Е. Г., Горинов М. М. (Сост.)* Московский архив. Историко-краеведческий альманах. Вып. 2. М.

Кутьев В. Ф. 1997

Исковые дела рабочих и их семей за увечья и смерть как источник о положении пролетариата в 90-е годы XIX века // *Кучин В. А. (Отв. Ред.)* Исследования по источниковедению истории России дооктябрьского периода. Сборник статей. М.

Новицкий Е. 1902

К вопросу о несчастных случаях с рабочими при постройках в Петербурге // Промышленность и здоровье. Кн.2.

Новицкий Е. 1903

Предупреждение несчастных случаев при строительных работах в Германии и в России // Промышленность и здоровье. Кн.5.

Нюбергер Дж. 1997

Власть слова: Рабочие против хозяев в мировых судах // *Потолов С. И. (Отв. Ред.)* Рабочие и интеллигенция России в эпоху Реформ и революций, 1861-февраль 1917. СПб.

Павлова О. К. 2002

К истории благотворительности и общественного призрения в Санкт - Петербурге // *Барышников М. Н. (Ред.)* Предпринимательство и общественная жизнь Петербурга. Очерки истории. Сборник статей. СПб.

Союз строительных рабочих СССР. Ленинградский губернский отдел. Комиссия по изучению истории профессионального движения. 1926

Сборник материалов по истории Союза сторителей 1906 6/V 1926. Л.

Соловьев А. Н. 1923

Питерщики - галичане. Этнографический очерк // Труды галичского отделения костромского научного общества по изучению местного края. Вып.3. Галич.

Семанов С. Н. 1966

Петербургские рабочие накануне первой русской революции. М.-Л.

Ульянова Г. Н. 1999

Благотворительность московских предпринимателей: 1860-1914гг. М.

Ульянова Г. Н. 2002

Предприниматели и благотворительность в Нижнем Новгороде // *Брумфилд У., Ананьич Б., Петров Ю. (Ред.)* Предпринимательство и городская культура в России, 1861-1914. М.

Чиколев А. Н. 1911

Статистика по несчастным случаям при строительных работах. Материалы к страхованию строительных рабочих от несчастных случаев // *Зодчий.* №32.

——— 1900

Энциклопедический словарь. Изд. Брокгауз и Ефрон. Т.28. СПб.

Bradley, Joseph. 1982

The Moscow Workhouse and Urban Welfare Reform in Russia, *The Russian Review*, Vol.41, No.4.

Bradley, Joseph. 1985

Muzhik and Muscovite : Urbanization in Late Imperial Russia, Berkeley and Los Angeles.

Lindenmeyr, Adele. 1996

Poverty is not a Vice: Charity, Society, and the State in Imperial Russia, Princeton, NJ.

土屋好古 1999

「労働者と訴訟闘争——1905年のスト時賃金支払い請求を中心に——」『ロシア史研究』65、東京:ロシア史研究会。

畠山 禎 1999

「近代ロシアにおける都市化と建設業——ペテルブルクを中心に——」『社会経済史学』64-5、東京:社会経済史学会。